

群馬県森林整備写真管理要領

制 定	平成 1 9 年	4 月	2 日
一部改正	平成 1 9 年	1 0 月	1 日
一部改正	平成 2 2 年	9 月	2 7 日
一部改正	令和 3 年	4 月	1 日
一部改正	令和 5 年	7 月	1 日

森 林 保 全 課

群馬県森林整備事業写真管理要領

（適用範囲）

1. この要領は、群馬県が実施する治山事業における森林整備事業（以下「事業」という。）について「群馬県森林整備事業施業管理基準」に定める事業管理写真（以下「事業写真」という。）の撮影及び整理に適用する。

（事業写真の分類）

2. 事業写真は次のように分類すること。
- (1) 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
 - (2) 施業状況写真
 - (3) 安全管理写真
 - (4) 使用材料写真
 - (5) 品質管理写真
 - (6) 出来形管理写真
 - (7) 災害写真
 - (8) 事故写真
 - (9) その他（公害、環境、補償等）

（事業写真の撮影基準）

3. 事業写真の撮影項目及び頻度等は、本要領において定める「群馬県森林整備事業写真撮影基準」（以下「撮影基準」という。）に基づいて行うこと。

ただし、特殊な場合で監督員が指示をするものは、指示をした頻度で撮影する。

（1）撮影方法

事業写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板又はプレート等を文字が判読できるよう被写体とともに撮影する。

なお、小黒板又はプレート等の判読が困難な場合は、別に必要事項を添え書きすること。

- ① 事業名
- ② 施業種等
- ③ 測点(位置等)
- ④ 設計値
- ⑤ 実測値
- ⑥ 略 図

（事業写真の省略）

4. 事業写真は、次の場合は省略すること。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分。

ただし、出来形管理状況の分かる写真を「撮影基準」の撮影項目ごとに1回撮影す

る。

(3) 監督員が臨場して段階確認をした箇所の出来形写真。

(事業写真の色彩)

5. 事業写真の色彩は、カラーとすること。

(事業写真)

6. 事業写真の大きさ(有限画素数)は、100万画素(1,280×800ピクセル)程度を標準とする他、監督員の指示による。

ただし、次に示すものは、別の大きさとすることができる。

(1) 着手前、完成写真は、キャビネ版(120×165mm)程度とすることができる。

(2) 監督員が指示をしたときは、その指示による大きさとすること。

(事業写真帳)

7. 事業写真帳の大きさは次によること。

(1) 紙媒体により提出する場合は、事業写真帳の大きさは、A4版とすること。

(2) 「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン」に準じて提出する場合(以下「電子媒体」)は、光学メディアとすること。

(事業写真の提出部数)

8. 事業写真の提出部数は、次によること。

(1) 紙媒体により提出する場合は、事業写真帳は、業務完成時に1式を提出する。

(2) 電子媒体により提出する場合は、業務完成時に2部提出する。

(3) 監督員が指示をしたときは、その指示による部数とすること。

(事業写真の整理方法)

9. 事業写真の整理方法は次によること。

(1) 事業写真帳の整理については、「一般管理事項」と「施業種別管理事項」とに分け、全体の流れがわかるようにする。

(2) 事業写真の整理については、施業種ごとに施業過程(着手前、施業状況、出来形管理、完成等)が容易に把握できるように、撮影頻度に応じて整理すること。

(留意事項等)

10. 「撮影基準」の適用については、次の事項に留意すること。

(1) 撮影項目及び撮影頻度等が業務内容により不適切なときは、監督員と協議して追加、削除または減らすことができる。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう特に注意して撮影する。

(3) 撮影箇所がわかりにくいときは、見取り図等を作成し、検査時に提示できるようにする。

また、小黑板又はプレート等の表示等の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し同様に検査時に確認できるようにする。

- (4) 電子媒体により撮影した画像については、写真編集を認めない。
- (5) 「撮影基準」に記載のない施業種については、監督員と協議して取扱を定める。

附 則,

- 1. 平成19年 4月 2日制定
- 2. 平成19年10月 1日一部改正
- 3. 平成22年 9月27日一部改正
- 4. 令和3年 4月 1日一部改正
- 5. 令和5年 4月 1日一部改正

**群馬県森林整備事業写真撮影基準
(一般管理写真撮影事項一覧表)**

区 分	撮 影 項 目	撮 影 時 期	提出・提示 の時期等	摘 要
着 手 前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 [着手前]	完了時提出	
完 成	全景又は代表部分写真	施業完了後 1 回 [完成後]		
施 業 中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	作業段階毎等 [任意]	請求により 提示	
	施業中の写真	施業種、種別毎に共通仕様 書及び諸基準に従い施業し ていることが確認できるよ うに適宜 [施業中]	監督員の請求 により提示	
		高度技術・創意工夫・社会 性等に関する実施状況が確 認できるように適宜 [施業 中]	完了時提出	高度技術・創意工夫・社 会性等に関する実施状況 の提出資料に添付
指 定 仮 設	使用材料、仮設状況、 形状寸法	1 施業箇所に 1 回 [施業 前後]	監督員の請求 により提示 完了時提出	
図 面 と の 不 一 致	図面と現地との不一致 の写真	必要に応じて [発生時]	発生時提出	打合せ簿に添付する
安 全 管 理	各種標識類の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置 後]	監督員の請求 により提示 完了時提出	
	各種保安施設の設置状 況	各種類毎に 1 回 [設置 後]		
	監視員交通整理状況	各 1 回 [作業中]		
	安全訓練等の実施状況	実施毎に 1 回 [実施中]		実施状況資料に添付する
使 用 材 料	形状寸法	各品目毎に 1 回 [使用 前]	監督員の請求 により提示 完了時提示	品質証明を提示する
	数量	各品目毎に 1 回 [使用 前] [使用後]		納品書を提示する
	検査実施状況	各品目毎に 1 回 [検査 時]		
出来形管理 写 真	群馬県森林整備事業写真管理基準（施業種別写真撮影事項一覧表） による			
災 害	被災状況及び被災規模 等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	発生時提出	被災前は付近の写真でも 可
事 故	事故の状況	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	発生時提出	被災前は付近の写真でも 可
補 償	被害又は損害状況等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	発生時提出	被災前は付近の写真でも 可
環境対策等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	完了時提出	
そ の 他		各種毎 1 回 [設置後]	完了時提出	撮影項目については監督 員と協議

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (施業種別管理写真撮影事項一覧表)

補助公共事業等の森林整備

	施 業 種	撮影項目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
1	地拵え	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
2	一律の植栽 (山行苗木の新植、補植)	仮植	施業後	全体が確認できる枚数 作業の実施状況は適宜	
		植穴出来形	植栽前	1 haごとに2箇所 最低1 施業地に2箇所。	
		植付け	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
3	一律でない植栽 (山行苗木の部分補植)	仮植	施業後	全体が確認できる枚数 作業の実施状況は適宜	
		植穴出来形	植栽前	1 haごとに2箇所 最低1 施業地に2箇所。	
		植付け	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
4	下刈	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	草刈機等、使用した機器が判別できるよう撮影する。
5	寒伏せ 寒起し	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
6	雪起し	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
7	つる切り	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
8	獣害防止 (ツリープロ テクター)	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	植栽と併せて行う場合、施業前の写真は 植栽の施業後を使用することができる。
9	獣害防止 (忌避剤添付) (ポリネット被 覆取り外し)	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	施業後の状況が写真で判別できない場合 は、施業中の写真を施業前後と同一の場 所で撮影する。 植栽と併せて行う場合、施業前の写真は 植栽の施業後を使用することができる。
10	獣害防止 (忌避剤散布)	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	施業後の状況が写真で判別できない場合 は、施業中の写真を施業前後と同一の場 所で撮影する。 植栽と併せて行う場合、施業前の写真は 植栽の施業後を使用することができる。

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (施業種別管理写真撮影事項一覧表)

補助公共事業等の森林整備

	施 業 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
11 12	除伐	刈払い	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
		伐倒	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	刈払い作業と併せて行う場合、施業前の写真は刈払いの施業後を使用することができる。
13	本数調整伐 受光伐 整理伐等	刈払い	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
		選木	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	刈払い作業と併せて行う場合、施業前の写真は刈払いの施業後を使用することができる。
		伐倒	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	選木作業と併せて行う場合、施業前の写真は選木の施業後を使用することができる。
14	枝落し	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
15	松くい虫被害 木の燻蒸処理	施業状況 (仕上り状態)	施業前 伐倒玉切集積後 ビニール被覆後	施業地ごとに 1 0 0本以上の場合 1 0 0本ごとに1組 1 0 0本未満の場合 2組 作業の実施状況は適宜。	
16	柵工・筋工	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	全体が確認できる枚数。 作業の実施状況は適宜。	
17	作業歩道	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	路線ごとに、起点と終点、 中間点は1 0 0 m ごとに1箇所。 作業の実施状況は適宜。	
18	作業道	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	路線ごとに、起点と終点、 中間点は1 0 0 m ごとに1箇所。 作業の実施状況は適宜。	
		構造物	施業前 施業後		

- 注) 1. 1 施業地の面積規模の大きい箇所の撮影頻度については、注) 2により本基準を緩和できる。
2. 5～1 0 ha未満は2/3程度、1 0 ha以上は1/2程度に緩和できる。
3. 1 ha未満の施業地が点在する場合は、各施業地最低1箇所以上撮影する。
4. 1 施業区域において完成後、施業地の境界付近の状況写真を、見通しのよいところを選んで5箇所程度撮影すること。
1ヘクタール以上の場合は1ヘクタール増える毎に2枚程度を増やして撮影すること。

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (施業種別管理写真撮影事項一覧表)

単独公共事業等の森林整備

	施 業 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
1	除伐等	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
2	枝切り	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
3	森林病虫害対策	松くい虫被害 木の燻蒸処理 施業状況 (仕上り状態)	施業前 伐倒玉切集積後 ビニール被覆後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
4		その他施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
5	ゴミ収集	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	

- 注) 1. 1 施業地の面積が5 ha以上の場合は、監督員と協議のうえ、撮影頻度を決定すること。
2. 1 ha未満の施業地が点在する場合は、各施業地最低1箇所以上撮影する。
3. 1 施業区域において完成後、施業地の境界付近の状況写真を、見通しのよいところを選んで5箇所程度撮影すること。
1ヘクタール以上の場合は1ヘクタール増える毎に2枚程度を増やして撮影すること。